

### 渡部亮議員に対する辞職勧告決議

渡部亮議員は、平成 30 年 12 月 21 日付けで平塚市役所を退職し、平成 31 年 4 月 21 日施行の市議会議員選挙に初当選した。

しかしながら、令和元年 8 月 8 日、平塚市の記者発表により各新聞等でも報道されたように、平塚市役所に在職中の平成 30 年 11 月 29 日、及び退職日翌日の 12 月 22 日に個人情報保護条例に反する恐れのある行為をした。特に、12 月 22 日については執務室で USB メモリの接続制限機能が整備されていない施設予約受付専用パソコンから本人所有の USB メモリに個人情報データをダウンロードし庁外へ持ち出した。市議会議員選挙期間中の本年 4 月 17 日に市民から「個人情報が漏れている可能性があるので調べて欲しい」との連絡があり、退職前後の渡部亮議員の個人情報の不正な取扱いが発覚した次第であり、平塚市の調査に対し、本人もこの経緯について認めているところである。

我が国の個人情報保護の法体系は、平成 15 年に制定され、平成 17 年 4 月 1 日に個人情報保護関係五法が全面施行された。公的部門のうち地方公共団体における個人情報保護は、各地方公共団体における個人情報保護条例により定められ、本市では平成 19 年 9 月 28 日、条例第 13 号で制定されている。

我々平塚市議会議員は、議会の品位を汚すことなく、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。渡部亮議員の行為は公務員としてあるまじき行為であり、また社会人として規範に背くものであり、市議会議員としても市民の信頼を著しく損なうものである。

以上のことから、事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和元年 8 月 29 日

平塚市議会